

全国計画に係る計画提案について

1. 制度の趣旨

計画提案制度は、今回の法改正で新たに導入された制度であり、都道府県及び政令指定都市が、全国計画に関して計画案を提案できるというもの。

国と地方の対等な立場に基づく意見の対流を促進するという観点から、都道府県等が計画提案を行おうとする際には、当該提案内容を全国計画に位置付けることが、都道府県が自ら行う施策の効果を高めるために必要である理由を示すことが求められている。

また、計画提案がなされた場合には、当該提案及び計画素案の国土審議会への提出や、提案を取り入れない場合の都道府県等への回答が国土交通大臣に義務付けられている。

2. スケジュール

今般の新計画の策定に係る計画提案については、締め切りを1月31日に設定し、現在都道府県等からの提案を受け付けているところ。

計画提案に係る国土審議会における調査審議・意見聴取に先立ち、計画部会の最終報告の検討に資するため、提案についての調査審議を行う。

3. 調査審議にあたっての視点

新たな国土像の実現に向けて、国と地方公共団体とが協働により国土づくりに取り組んでいくためには、提案内容に係る国の取組と、当該都道府県等が自ら取り組む施策とが相まって、計画部会中間とりまとめに示された考え方等について施策展開が行われることが望ましい。

以上のことから、(別紙)のような視点に立って、計画提案の内容について検討を行うこととしてはどうか。

(別紙)

計画部会における計画提案の検討方向(案)

1. 都道府県及び政令指定都市から提出された計画提案について、以下の観点から提案の整理をした上で、全国的見地での必要性について検討を行う。

地域における先導的な取組であって、全国の他の地域における同様の取組を促すもの

(例) 広域ブロックなど地域の自立を促進するための、各地域の地域資源を活かした広域ブロック全体や複数の都道府県等の戦略的な連携など

その効果が広域ブロックを越えて全国土に及ぶような広域的課題に係るもの

(例) 多様性のある広域ブロックの形成やそれら相互の交流・連携を促進する観点からの、各広域ブロックの位置付けや全国的見地から取り組むべき課題など

その他、全国的見地からの国土形成の指針を示すという全国計画の性格にふさわしいもの

(例) 中間とりまとめで戦略的取組として示された東アジアとの連携などに関するものや、地域課題の解決に資する全国に渡る施策の創設や改善に係る具体的な提案など

2. 留意事項

都道府県等からの提案内容は、全国的見地から必要と認められる施策等に関するものであり、かつ、当該提案内容を全国計画に位置付けることが、都道府県等が自ら行う施策の効果を高めるために必要である理由が十分説明されていることが求められる。

なお、全国計画は全国的見地からの国土形成の指針を示すという性格上、原則として具体的な個別事業そのものを全国計画の内容とすることは想定されており、したがって係る内容の提案が行われることは想定していない。

(以上)

(参考)

国土形成計画法(昭和25年法律第205号)(抄)

(全国計画に係る提案等)

- 第8条 都道府県又は指定都市は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、当該都道府県又は指定都市の区域内における第2条第1項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な全国計画の案(全国計画の変更の案を含む。以下この条において同じ。)を作成することを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る全国計画の案の素案を添えなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた全国計画の案(計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる全国計画の案をいう。第4項において同じ。)を作成する必要があるかどうかを判断し、当該全国計画の案を作成する必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案(計画提案に係る全国計画の案の素案の内容の一部を実現することとなる全国計画の案をいう。)を作成しようとする場合において、第6条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により国土審議会における調査審議を経ようとするときは、当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案を作成する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした都道府県又は指定都市に通知しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、国土審議会に当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出してその意見を聴かななければならない。